

議案第 号

三次市生涯学習センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 21 年 6 月 日

三次市長 村 井 政 也

三次市生涯学習センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例
(案)

(三次市生涯学習センター設置及び管理条例の一部改正)

第 1 条 三次市生涯学習センター設置及び管理条例(平成 16 年三次市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 中「君田生涯学習センター」の次に「(別館を含む。)」を加える。

別表第 1 中

「

君田生涯学習センター	三次市君田町東入君 6 6 4 番地 8
------------	----------------------

」を

「

君田生涯学習センター	三次市君田町東入君 6 4 4 番地 8
君田生涯学習センター(別館)	三次市君田町東入君 6 4 4 番地 1

」に改め

る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 9 条関係)

1 三次市生涯学習センター

区 分	8 時 3 0 分から 1 2 時まで	1 2 時から 1 7 時 まで	1 7 時から 2 2 時 まで
交流ホール	1, 2 0 0 円	1, 8 0 0 円	1, 8 0 0 円
調理実習室	4 0 0 円	6 0 0 円	6 0 0 円
大会議室, 視 聴覚室			
各講座室			
小講座室, そ の他			

2 君田生涯学習センター (別館)

区 分	8 時 3 0 分から 1 2 時まで	1 2 時から 1 7 時 まで	1 7 時から 2 2 時 まで
会議室	8 0 0 円	1, 2 0 0 円	1, 2 0 0 円
その他の室	4 0 0 円	6 0 0 円	6 0 0 円
和室			

備考 (共通)

- 1 利用者が市外居住者の場合は, 使用料の 2 倍の額とする。
- 2 利用者が営利目的の場合は, 使用料の 3 倍の額とする。ただし, 当該利用者が市外居住者の場合は, 使用料の 5 倍の額とする。
- 3 冷暖房機器を使用する場合は, 使用料の 5 割の額を加算する。
- 4 調理機器を使用する場合は, 使用料の 3 割の額を加算する。

別表第 3 中

「

1 君田生涯学習センター

区 分	8 時 3 0 分から 1 2 時まで	1 2 時から 1 7 時 まで	1 7 時から 2 2 時 まで
大集会室	8 0 0 円	1, 2 0 0 円	1, 2 0 0 円
その他の室	4 0 0 円	6 0 0 円	6 0 0 円

」

を

「

1 君田生涯学習センター

区 分	8 時 3 0 分から 1 2 時まで	1 2 時から 1 7 時 まで	1 7 時から 2 2 時 まで
多目的ホー	1, 2 0 0 円	1, 8 0 0 円	1, 8 0 0 円

調理実習室	400円	600円	600円
トレーニンググループ			
会議室・控室			
トレーニング機器	1回につき100円 高齢者又は障害者は無料		

(三次市文化センター設置及び管理条例の一部改正)

第2条 三次市文化センター設置及び管理条例(平成16年三次市条例第29号)

の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

君田文化センター	三次市君田町東入君378番地
文化センターさくぎ	三次市作木町下作木905番地2

」を

「

文化センターさくぎ	三次市作木町下作木905番地2
-----------	-----------------

」に改める。

別表中

「

1 君田文化センター

(単位:円)

区分	9時から12時 まで	12時から17 時まで	17時から22 時まで
和室	400	600	600
調理室			
展示ホール			

」を削

り、

「

2 文化センターさくぎ

」を

「

1 文化センターさくぎ

」に、

「

3 みわ文化センター

」を

「

2 みわ文化センター

」に改める。

(三次市立図書館設置及び管理条例の一部改正)

第3条 三次市立図書館設置及び管理条例(平成16年三次市条例第125号)

の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

三次市立君田図書館	三次市君田町東入君635番地1
-----------	-----------------

」を

「

三次市立君田図書館	三次市君田町東入君644番地1
-----------	-----------------

」に改める。

(三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正)

第4条 三次市コミュニティセンター設置及び管理条例(平成17年三次市条例

第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

清河コミュニティセンター	三次市清河町582番地1	清河町
君田コミュニティセンター	三次市君田町635番地1	君田町

」を

「

清河コミュニティセンター	三次市清河町582番地1	清河町
--------------	--------------	-----

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。